

西ヶ原まちづくり協議会ニュース

第30号 平成25年11月発行
発行：西ヶ原まちづくり協議会

◆ 地域の皆様のご参加をお待ちしています！

まちづくり協議会では、よりよいまちづくりに向けて、『まちづくりのルール』の勉強会を行っています。
どなたでも、お気軽にご参加頂けますので、地域の皆様のご参加をお待ちしています！！



第28回まちづくり協議会 開催のご案内

日 付：平成25年11月20日（水曜日）

時 間：午後7時00分～午後8時30分頃まで

場 所：滝野川東区民センター 1階・会議室

[テーマ]

- 1. まちづくりのルールについて（勉強会）**
- 2. その他**



まちづくり用地を探しています！

区では、密集事業を活用し、道路や公園・広場を整備するための用地を探しています。土地の売却等をお考えの方は、是非ご連絡ください。ご相談、ご質問だけでも結構ですので、裏面、まちづくり推進課までどうぞ。

H25.8.6 第27回まちづくり協議会の報告

○密集事業の進捗について

- ・昨年度に契約した防災生活道路用地について、道路状に整備が完了しました。
- ・狭隘道路整備として、平成25年2月から6月末までの間に、新たに6箇所、延長約69mで実施しました。
- ・新たな防火規制に基づいた建替えは、同じ期間に3件が行われています。
- ・事業期間の延伸や、さらに区域を広げるのかといった話について、地域の考えとしてご意見があったことは、今後、可能なのかも含め検討したいと思います。

○(仮称)西部つどい広場について

- ・6月17日に実施設計委託の入札が行われ、実施設計の業者が決定しました。
- ・9月30日までの工期で、ワークショップによる計画の提案も踏まえて、実施設計が行われる予定となっています。

○まちづくりのルールについて(勉強会)

- ・前回のおさらいに続き、西ヶ原地区における、よりよいまちづくりに向けたルールとしての地区計画の導入の意義や、期待される効果のイメージ等について勉強しました。

〔意見交換〕

- (Q) 敷地が細分化されミニ開発される状況が目立っています。地区計画で細分化が防止できるのなら、早く定めて欲しいと思います。
- (A) 頂いたご意見も踏まえ、十分な周知をしつつ、スピード感を持って進められるように検討したいと思います。
- (Q) 地区計画で壁面の後退距離の制限を定めると、強制力がかかるのですか。
- (A) ルールを定めた場合、次回の建替え時に後退頂くこととなります。
- (Q) まちづくりのルールは、絵に描いた餅でも良いので、ここの区域はこうした方がいいといった考えを、区が示すべきだと思う。
- (Q) 協議会でまちづくりのルールの勉強会を行うのは良いが、もっと人を集めないといけないと思います。
- (A) できるだけ多くの方に参加頂けるように工夫したいと思います。

○その他

- ・地震などによる火災が延焼拡大して、地域全体が危険になった時の避難場所として、西ヶ原みんなの公園一帯が「染井墓地・駒込中学校一帯」の一部として追加指定されました。

事務局連絡先：北区役所まちづくり部 まちづくり推進課

TEL:03-3908-9154 FAX:03-3908-2244